

葛飾区くらしのまるごと相談事業推進庁内検討会設置要綱

令和 5 年 6 月 12 日
5 葛 福 く 第 24 号
福 祉 部 長 決 裁

(設置)

第 1 条 葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会設置要綱（令和 5 年 5 月 31 日付 5 葛福く第 16 号区長決裁。以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、葛飾区くらしのまるごと相談事業推進庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、要綱第 2 条各号に規定する事項につき、必要な調整及び検討を行う。

(組織)

第 3 条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、福祉部長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会)

第 5 条 検討会は、会長が招集する。

- 2 検討会は、会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、会員以外の者を検討会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第 6 条 会長は、検討会の効率的な運営を図るため、別に作業部会を設置することができる。

(庶務)

第 7 条 検討会の庶務は、福祉部くらしのまるごと相談課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

別表（第3条関係）

| |
|---------------------|
| 福祉部長 |
| 政策経営部政策企画課長 |
| 地域振興部地域振興課長 |
| 福祉部福祉管理課長 |
| 福祉部くらしのまるごと相談課長 |
| 福祉部高齢者支援課長 |
| 福祉部地域包括ケア担当課長 |
| 福祉部障害福祉課長 |
| 福祉部障害援護担当課長 |
| 福祉部介護保険課長 |
| 福祉部西生活課長 |
| 健康部地域保健課長 |
| 健康部青戸保健センター所長 |
| 子育て支援部子ども・子育て計画担当課長 |
| 子育て支援部子ども家庭支援課長 |
| 子育て支援部児童相談所開設準備室長 |
| 都市整備部住環境整備課長 |
| 教育委員会事務局学校教育支援担当課長 |